

平成23年6月21日

各 位

但 陽 信 用 金 庫

「当金庫の多重債務問題への取組み」が金融担当大臣より顕彰されました。

平成23年 6月20日(月)、金融庁において、昨年6月の改正貸金業法の完全施行から、1年経過するにあたり、多重債務問題に資する取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関として、金融担当大臣より顕彰いただきました。

平成21年12月には、「地域密着型金融に関する取組み」の一つである「多重債務問題への取組み」が評価され、近畿財務局より顕彰いただいております。

顕彰対象である「多重債務問題への取組み」は地域金融機関として、地域のステークホルダーの生活基盤を支援する機能の強化と、その解決に向けての関わりが求められています。

当金庫は、「おまとめローン」等を活用した「返済負担軽減」や「生活再生」への相談・支援業務に取り組んでおります。

また、金融に関する相談はもちろん、金融以外のあらゆる相談業務についても関わっていくことが地域金融機関の社会的使命であると考え、地域における「よろず相談所」「地域の交番所」を目指して“よろず相談信用金庫”を標榜し、引続き、地域密着型金融の実践に取り組んでまいります。

[金融庁ホームページ内 関連記事 \(外部リンク\)](#)





金融経済新聞 KINKEI
2011年(平成23年)6月27日(月曜日)

**6信金・2信組顕彰
多重債務者民間支援で**
金融庁が初試み

金融庁は20日、懸案だった「多重債務問題への解決に寄与した金融機関」に6信金、2信組を選んだ。顕彰した。貸金法の完全施行から1年が経過。健全な消費者金融市場の形成に寄与したことを顕彰する。金融庁としては初の試みになった。当局では「経営方針や経営戦略で多重債務者対策を明らかにし、中長期的視点から組織全体で継続的に推進した」ことを表彰対象にした。自見三郎・郵政改革金融担当相は「私の発意だが、これを機会に他顕彰の対象となった取組み項目は、▽多重債務者窓口の設置(関信金、青和信組、堀河信組)▽弁護士や司法書士との連携した多重債務相談の実施(但陽信金、遠賀信金、南郷信金)▽消費者ローンデータの分析による顧客対応の実施、高頻度の訪問(尾信金)▽相談窓口の設置と融資後のモニタリング(多摩信金)。

授賞式に出席したのは、当日が総代会開催日と重なった尾西信用金庫を除いた7金融機関。各理事長が自見担当相から個別に顕彰状を受けた。顕彰式は大震災を考慮して簡易に行われ、多摩信用金庫の佐藤浩二理事長が受賞者を代表して答礼あいさつした。

大臣顕彰で答礼あいさつする多摩信金の佐藤浩二理事長(右端)

【金融経済新聞に掲載された記事】
2011年6月27日(月)



“よろず相談 信用金庫”
但陽信用金庫



Tonyo Shinkin Bank